

令和6年6月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和6年6月24日（月）13時24分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鵜沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

高玉 正祐 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが皆様お揃いですので、只今より双葉町農業委員会令和6年6月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。遠いところご苦労様です。今年はまた米の方は豊作という感じがです。双葉町の方々は皆米を買って食べていますから安い方がいいかもしれませんが、ずいぶん米の値段が変動しております。少しでも農家のために値上がりしてくれたらいいなと思っております。本日はよろしく願いいたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。皆さまご出席いただいておりますので、欠員無しということに

なります。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願いいたします。

9. 議事

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年6月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長をお願いします。

【中野事務局長】

報告させていただきます。

5月20日、5月定例総会が開催され、双葉町役場1階大会議室で農業委員7名 農地利用最適化推進委員3名 それから中野、川崎の方で出席しております。

それから6月17日 福島県農業会議第107回通常総会が福島市自治会館にて行われております。会長のみの出席です。以上になります。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には2番・木幡治委員、3番・鶴沼久江委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和6年6月24日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

資料をご覧ください。本件は、本農業委員会で令和6年2月20日の総会で許可相当の意見を付して、令和6年3月15日付け福島県指令相農林第××××号で農地転用許可を受けた事業計画の変更申請になります。

A 社が、双葉町大字×××番地、××番地、××番地、××番地の計4筆、地目は全て田、面積計××㎡について、双葉町特定帰還居住区域内の工事实施に伴う作業ヤード及び仮置き場として一時転用しているものですが、予定していた表土削り取り厚5cmでは線量低減が難しい箇所があることが判明し、表土削り取り厚の変更に期間を要することから、一時転用の期間を令和6年7月14日から令和6年9月14日まで延長する変更申請となります。その他の土地の利用計画等の変更はありません。

なお発注者の××との契約は7月末に締結予定であり、5条申請の許可の時点では令和6年7月8日までを工事期間として設定していたところ、令和6年9月2日まで延長としております。一時転用の期間としては、原状復旧に要する期間を勘案して、9月14日まで延長したいとしています。

以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

削り取り厚は前から5cmでしたか。

【中野事務局長】

各地域によって削り取り厚は異なってきます。事前に事業実施地の土を試しに表土を削って、予定削り取り厚を決定していると聞いております。

【澤上会長】

羽鳥なんかは10cmとか15cmくらい下まで削っていますよね。汚染の状況によって変わってくるのですね。

【中野事務局長】

線量をゼロにすることが目的ではなく、年間20ミリシーベルトに収めることを基準としております。

【井戸川推進委員】

線量によって最初に10cmなら10cmと決めて全部その削り取り厚で進めていかないとできないです。

削りがあまり上手でないことが多いので、保全管理が始まる頃にはどの地区も文句を言っていましたね。

中田地区の時は客土が薄くて下の黒い土が見えるような状況でした。

夜の森の以前××××があった場所の付近で整地が行われておりますが、とてもきれいで、

なぜ双葉町ではきれいにできないのかと感じました。

【澤上会長】

土が乾いているから仕事がしやすい場所ではないですか。

【井戸川推進委員】

土の色を見るとそういうわけではなさそうですね。

基盤事業なのでしょうかね。

【林委員】

上手な人もいれば下手な人もいます。

レベラーかければある程度平らになるとは思いますが。予算がなくてできなかったのかどうかは分かりませんが。

【井戸川推進委員】

最後にブルで締めてもらったが、締めすぎて田んぼが下がってしまったこともあった。

【林委員】

普通は最後にレベラーかけてもらうと思いますけども。

【澤上会長】

その他何かございますか。

それではお諮りいたします。議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、計画変更について承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

(13時40分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長澤上 榮.....(印)

議事録署名人 木幡 治 ⑩

議事録署名人 鵜沼 久江 ⑩

(1 4 時 2 5 分)